



2024年5月28日
株式会社 京都銀行

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みに関するお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

手形・小切手に関しては、政府が2026年度末までに「約束手形利用の廃止・小切手の全面的な電子化」を行う方針を決定しています。

こうした背景を踏まえ、当行では、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みとして、以下の対応を実施します。

◇ 2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付を停止します

2024年7月1日（月）より、2027年4月以降を期日とする手形等（2027年4月以降を振出日とする先日付小切手も含みます）について、代金取立の受付を停止します。



手形・小切手に代わる決済手段として、以下のサービスを推奨しております。

- ・インターネットバンキングによる振込
- ・電子記録債権（でんさい）のご利用

手形・小切手の電子化には、現物紛失リスクの低減に加え、押印・発送・保管等の事務負担の軽減や印紙代などのコスト削減など、支払側と受取側双方に様々なメリットがございます。

お客様におかれましても、この機会に上記代替サービスへの切り替えをご検討いただきますようお願い申し上げます。